

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年11月29日(2023.11.29)

【公開番号】特開2023-154597(P2023-154597A)

【公開日】令和5年10月20日(2023.10.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-198

【出願番号】特願2022-64031(P2022-64031)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 3 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月20日(2023.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて、所定の遊技の進行が制限され得る特定状態に移行させることが可能な手段を備え、

前記特定状態への移行を遊技者が認識できる特定報知が前記特定状態への移行より前に実行され得るように構成されており、

遊技の状態として、第1状態と、前記第1状態とは異なる第2状態とを含む複数の状態を有しております、

30

前記第1状態にて前記特定報知を実行することが可能な第1手段と、

前記第2状態にて前記特定報知を実行することが可能な第2手段と、
を備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

所定の判定契機の成立に基づいて特定判定を実行する手段と、

前記特定判定の結果が特定結果となることに基づいて所定特典を付与可能な手段と、
を備え、

前記第1状態と前記第2状態は、前記特定結果となりやすさ又は前記所定特典の付与されやすさが異なることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第1手段は、前記第1状態にて第1所定条件が成立した場合に前記特定報知を実行することが可能であり、

前記第2手段は、前記第2状態にて前記第1所定条件とは異なる第2所定条件が成立した場合に前記特定報知を実行することが可能であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

遊技の実行中に発生し得る所定事象の発生に基づいて所定の遊技価値を付与可能な手段と、

前記所定事象の発生又は前記所定の遊技価値の付与に基づいて所定情報を導出する手段と、

50

を備え、

前記所定条件は、前記所定情報が予め定められた所定値になることに基づいて成立し得るものであり、

前記第1所定条件は、前記第2所定条件よりも前記所定値までの残りが多い状況で成立し得るものであることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記第1手段は、第1態様の前記特定報知を前記第1状態にて実行することが可能であり、

前記第2手段は、前記第1態様とは異なる第2態様の前記特定報知を前記第2状態にて実行することが可能であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。 10

【請求項6】

前記特定報知として特定表示を実行し得るように構成されており、

前記第2態様は、前記特定表示における表示の大きさが前記第1態様とは異なるものであることを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ここで、上記例示したような遊技機等においては、報知を行う上で未だ改善の余地がある。 20

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上記例示した事情等に鑑みてなされたものであり、報知を好適に行うことが可能な遊技機を提供することを目的とするものである。 30

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

所定条件の成立に基づいて、所定の遊技の進行が制限され得る特定状態に移行させることが可能な手段を備え、

前記特定状態への移行を遊技者が認識できる特定報知が前記特定状態への移行より前に実行され得るように構成されており、 40

遊技の状態として、第1状態と、前記第1状態とは異なる第2状態とを含む複数の状態を有しております、

前記第1状態にて前記特定報知を実行することが可能な第1手段と、

前記第2状態にて前記特定報知を実行することが可能な第2手段と、
を備えていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

10

20

30

40

50

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明によれば、報知を好適に行うことが可能となる。

10

20

30

40

50